

## 平成31年度 組織改正

執行体制の効率化及び区民サービスの向上等を図るため、平成31年度に実施を予定している組織改正の概要は次のとおりです。

なお、別紙の分掌事務は、今後調整の過程で変更となる場合があります。

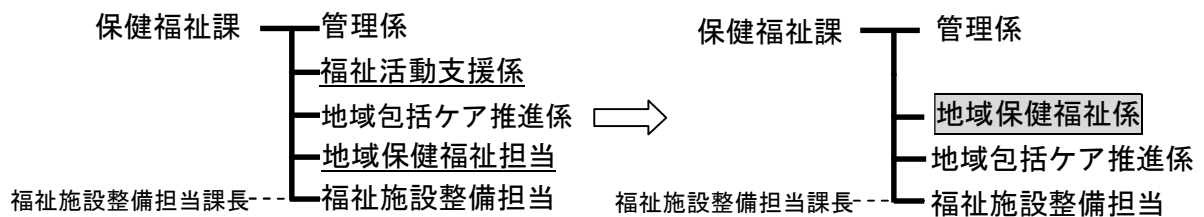
1 実施時期 平成31年4月1日

### 2 組織改正の概要

組織図の左図が現行組織、右図が改正後組織で、下線部は廃止・変更、**囲み**は新設又は統合組織を表します。

#### (1) 保健福祉支援部 保健福祉課

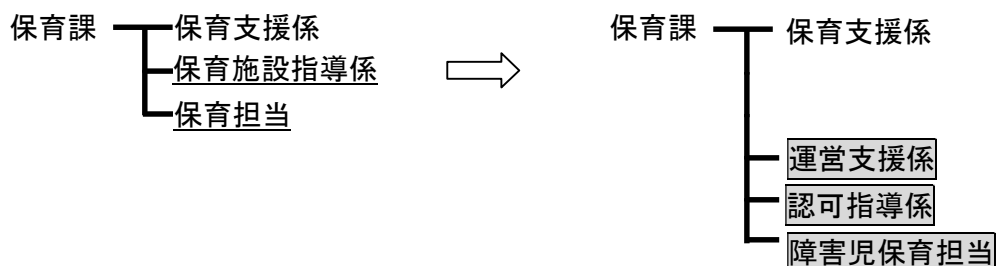
成年後見制度利用促進基本計画を着実に推進するとともに、地域福祉活動を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、福祉活動支援係及び地域保健福祉担当（担当係長制）を地域保健福祉係に再編します。



#### (2) 子ども家庭支援部 保育課

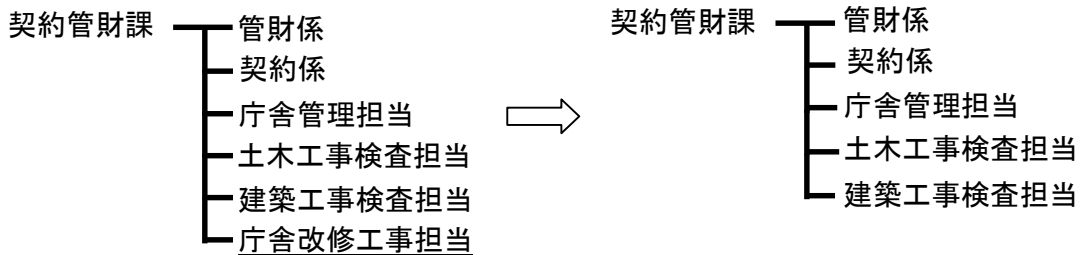
保育園及び港区保育室の運営を担当する各地区総合支所管理課の業務を適切に支援するとともに、地域型保育事業の認可、指導及び監督を効果的に推進するため、保育施設指導係、保育担当（担当係長制）の業務を運営支援係と認可指導係に再編します。

また、障害児保育の保育需要が高まる中、入園の申込みの段階から入園決定までの間の対応を障害の程度に応じ、きめ細かく行う必要があるため、障害児保育担当（担当係長制）を新たに設置します。



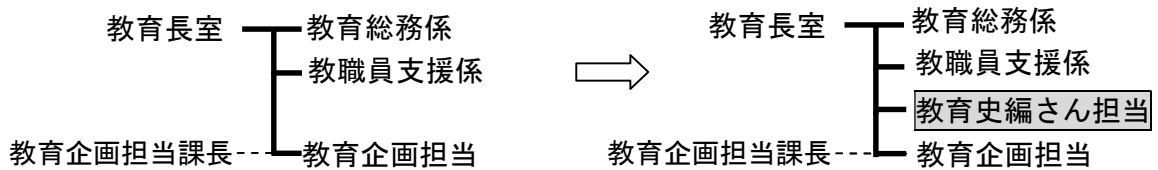
(3) 総務部 契約管財課

平成30年度をもって庁舎大規模改修が終了することに伴い、庁舎改修工事担当(担当係長制)を廃止します。



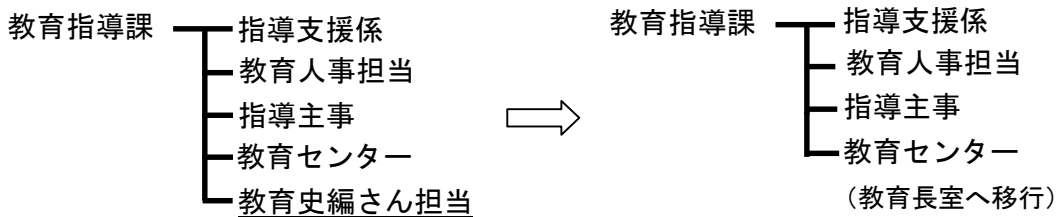
(4) 教育委員会事務局教育推進部 教育長室

教育史編さんについて、これまで事業全体の事務局を教育長室が、教育史の執筆・監修・編集の進捗等を教育指導課がそれぞれ担当していたものを、教育長室で一元管理することで業務の効率化を図るため、教育指導課から教育長室に教育史編さん担当(担当係長制)を移行します。



(5) 教育委員会事務局学校教育部 教育指導課

教育長室に教育史編さん担当を移行します。



（１）保健福祉支援部

保健福祉課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>福祉活動支援係</p> <p>1 <u>社会福祉法人港区社会福祉協議会に関すること。</u></p> <p>2 <u>民生委員・児童委員に関すること。</u></p> <p>3 <u>日本赤十字社に関すること。</u></p> <p>4 <u>港区保護司会との連絡に関すること。</u></p> <p>5 <u>社会を明るくする運動に関すること。</u></p> <p>6 <u>公衆浴場の確保に関すること。</u></p> <p>7 <u>公衆浴場ふれあいの湯の管理運営に関すること。</u></p> <p>8 <u>公益社団法人港区シルバー人材センター等に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>9 <u>老人クラブに関すること。</u></p>	<p>[廃止]</p>
<p>地域保健福祉担当</p> <p>1 地域保健福祉計画に関すること。</p> <p>2 福祉のまちづくりに関すること。</p> <p>3 保健福祉施策に関する施設整備の調整に関すること。</p>	<p>地域保健福祉係</p> <p>1 地域保健福祉計画に関すること。</p> <p>2 福祉のまちづくりに関すること。</p> <p>3 <u>社会福祉法人港区社会福祉協議会に関すること。</u></p> <p>4 <u>民生委員・児童委員に関すること。</u></p> <p>5 <u>日本赤十字社に関すること。</u></p> <p>6 <u>港区保護司会との連絡に関すること。</u></p> <p>7 <u>社会を明るくする運動に関すること。</u></p> <p>8 <u>公衆浴場の確保に関すること。</u></p> <p>9 <u>港区立公衆浴場ふれあいの湯の管理運営に関すること。</u></p> <p>10 <u>公益社団法人港区シルバー人材センター等に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>11 <u>老人クラブに関すること。</u></p>
<p>地域包括ケア推進係</p> <p>1 地域包括ケアシステムの計画及び調整に関すること。</p> <p>2 医療・介護連携の推進に関すること。</p> <p>3 成年後見制度に係る計画及び調整に関すること。</p>	<p>地域包括ケア推進係</p> <p>1 <u>地域包括ケアシステムに関すること。</u></p> <p>2 医療・介護連携の推進に関すること。</p> <p>3 成年後見制度に関すること。</p>

（２）子ども家庭支援部

保育課

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>保育支援係</p> <p>1 <u>区立保育園に関すること。</u></p> <p>2 認可保育園等の入所に関すること。</p> <p>3 病児・病後児保育に関すること。</p> <p>4 <u>保育園等の給食に関すること。</u></p> <p>5 <u>地域型保育の事業の実施に関すること。</u></p> <p>6 課内他の係に属しないこと。</p>	<p>保育支援係</p> <p>1 認可保育園等の入所に関すること。</p> <p>2 病児・病後児保育に関すること。</p> <p>3 <u>認可外保育施設保育料助成に関すること。</u></p> <p>4 課内他の係に属しないこと。</p>
<p>保育施設指導係</p> <p>1 <u>私立認可保育園等の運営の助成に関すること。</u></p> <p>2 <u>認可外保育施設(港区保育室)に関すること。</u></p> <p>3 <u>地域型保育事業の認可に関すること。</u></p> <p>4 <u>保育園及び地域型保育事業等の確認及び指揮監督に関</u> <u>すること。</u></p>	<p>[廃止]</p>

[なし]	<u>運営支援係</u> <u>1 区立保育園に関すること。</u> <u>2 認可保育園等の給食に関すること。</u> <u>3 私立認可保育園等の運営費の給付及び助成に関すること。</u> <u>4 認可外保育施設(港区保育室、認証保育所)に関すること。</u>
[なし]	<u>認可指導係</u> <u>1 地域型保育事業の認可に関すること。</u> <u>2 保育園及び地域型保育事業の確認及び指揮監督に関すること。</u> <u>3 保育実務の助言及び指導に関すること。</u> <u>4 保育の専門研修に関すること。</u>
<u>保育担当</u> <u>1 保育の専門研修に関すること。</u> <u>2 保育実務の助言及び指導に関すること。</u> <u>3 障害児保育の連絡調整に関すること。</u>	[廃止]
[なし]	<u>障害児保育担当</u> <u>1 障害児保育の連絡調整に関すること。</u>

#### (4) 教育委員会事務局教育推進部

##### 教育長室 (抜粋)

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
(教育指導課からの移行)	<u>教育史編さん担当</u> <u>1 教育史の編さんに関すること。</u>

#### (5) 教育委員会事務局学校教育部

##### 教育指導課 (抜粋)

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>指導支援係</u> <u>1 学校教育の指導の支援に関すること。</u> <u>2 教育実習の事務に関すること。</u> <u>3 教科用図書の採択の事務及び無償給与に関すること。</u> <u>4 区費講師に関すること。</u> <u>5 適応指導教室の運営管理に関すること。</u> <u>6 教育センターとの連絡に関すること。</u> <u>7 課内他の係等に属しないこと。</u>	<u>指導支援係</u> <u>1 学校教育の指導の支援に関すること。</u> <u>2 教育実習の事務に関すること。</u> <u>3 教科用図書の採択の事務及び無償給与に関すること。</u> <u>4 区費講師に関すること。</u> <u>5 適応指導教室の運営管理に関すること。</u> <u>6 教育センターとの連絡に関すること。</u> <u>7 新教育センター開設準備に関すること。</u> <u>8 学校教育推進計画に関すること。</u> <u>9 課内他の係等に属しないこと。</u>
<u>教育史編さん担当</u> <u>1 教育史の編さんに関すること。</u>	(教育長室に移行)